

●修復歴の判断基準

<修復歴及び骨格の基本定義>

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修理されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 凹み、曲がり又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	① 小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ② 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	① ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③ パンパステータ取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④ 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポットの打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① 一部外部に露出している部位に凹み又は、その修理跡があるもの ② ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③ シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④ 1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤ 小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	① 突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ② 小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③ スペアタイヤ格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

- ① クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。
- ② 修復歴の判断はボディ形状、構造(フレーム付き車等)や損傷度合い等により異なる場合がある。
- ③ 外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。
- ④ 小さな損傷の大きさはカードサイズ(8.5cm×5.4cm)未満とする。

<骨格部位で修復歴とならないものの取扱い>

1. 原則として外板価値減点②を適用する(クランプ跡のみを含む)。
2. 「ピラー」、「ルーフ」及び「車底部の突き上げ」の凹みは面積により、板金修理とする。
3. 「小さな損傷」は、修理減点、価値減点10点又は外板価値減点②を適用する。